

別表（第8条の3関係）

設備	使用料
ピアノ	1台 1時間 300円
舞台照明設備	1式 1時間 500円
放送設備（据付型）	1式 1時間 500円
放送設備（ポータブル型）	1式 1回 400円
プロジェクター	1式 1回 300円
視聴覚機器	1式 1回 300円
茶道用電熱器	1台 1回 100円
電気陶芸窯	1式 1時間 300円
電気工作設備	1式 1回 100円
電動ろくろ	1式 1回 100円
電気供給設備（持込機器に限る。）	1キロワットごとに 1回 100円

備考

- 1 使用単位の欄中「1回」とあるのは、条例第7条第1項の許可を受けた回ごとの、当該許可を受けた時間内における使用をいう。
- 2 電気供給設備は、使用者が持参した機器の定格消費電力量の合計が1キロワットを超えた場合、超えた分の1キロワットごとに徴収するものとする。この場合において、1キロワット未満の端数があるときは、これを切り捨てる。